

**おぐに訪問看護ステーション**  
**訪問看護・予防訪問看護サービス事業所のご案内**  
**(重要事項説明書)**

おぐに訪問看護ステーションは、居宅介護支援事業所と訪問看護・予防訪問看護サービス事業所が併設となっております。前者は、介護保険を利用しサービスを受ける為の事務手続きやケアプランを作成する事業所です。後者は、在宅へ看護師が訪問し在宅療養が安全かつ安心の中で継続されるように支援する事業所です。他のサービス事業所や保健・医療・福祉などの関係機関とも連携や調整がとれていますので、安心してご利用ください。

**1 訪問（予防）看護サービス事業所の事業内容**

- ・ 病状・障害の観察、健康管理
- ・ 療養、看護・介護方法のアドバイス
- ・ 食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- ・ ターミナルケア
- ・ リハビリテーション
- ・ 認知症や精神疾患の方の看護
- ・ 家族など介護者の支援
- ・ 褥瘡や創傷の処置
- ・ 医師の指示による医療処置
- ・ 保健・福祉サービスなどの活用支援

**2 営業日及び営業時間**

営業日：月曜日から金曜日まで  
休業日：土・日・祝祭日・12月29日～1月3日  
営業時間：午前8時30分～午後5時15分まで

※ 緊急時の場合は、24時間いつでも対応可能な体制となっております。

**3 緊急時の対応について**

緊急時の対応とは、ご利用者又はご家族等からの電話等にて看護に関する相談があった場合に、ご利用者のご同意を得た上で24時間の連絡体制にあたり、計画外の緊急時訪問を必要に応じて実施するものです。訪問看護ステーションの営業日はもちろんのこと、営業日外及び営業時間外に緊急的な対応が必要な状態となった場合は、以下の緊急連絡先へ電話をいただければ、当日の当番訪問看護師が対応いたします。

なお、この対応は、緊急時訪問看護加算のご同意を頂いたご利用者に限ります。

**緊急連絡先 TEL 61-1002（おぐに訪問看護ステーション）**

4 利用料金について

令和6年4月1日現在

訪問種別	介護保険による訪問看護																																																																										
訪問看護を利用できる方	介護保険の被保険者の資格を有し、かつ、要介護状態等の認定を受けた方のうち、その方の主治医が訪問看護を受ける必要性を認めた方																																																																										
利用料金 (月額)	<p>介護保険による以下の算定により、月ごとに料金が発生します。                      介護保険の負担割合が「2割」の方は以下の料金の2倍、「3割」の方は3倍の料金となります。                      介護保険の他、公費負担による医療制度もお取り扱いします。  <b>【基本サービス料金】</b></p> <p style="text-align: center;">基本単価 × サービス回数/月 <span style="float: right;">(単位: 円/回)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">8時～18時</th> <th colspan="2">18時～22時 6時～8時</th> <th colspan="2">22時～6時</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>介護</th> <th>予防</th> <th>介護</th> <th>予防</th> <th>介護</th> <th>予防</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">看護師</td> <td style="text-align: center;">20分未満</td> <td style="text-align: center;">313</td> <td style="text-align: center;">302</td> <td style="text-align: center;">391</td> <td style="text-align: center;">378</td> <td style="text-align: center;">470</td> <td style="text-align: center;">453</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20分以上30分未満</td> <td style="text-align: center;">470</td> <td style="text-align: center;">450</td> <td style="text-align: center;">588</td> <td style="text-align: center;">563</td> <td style="text-align: center;">705</td> <td style="text-align: center;">675</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30分以上60分未満</td> <td style="text-align: center;">821</td> <td style="text-align: center;">792</td> <td style="text-align: center;">1,026</td> <td style="text-align: center;">990</td> <td style="text-align: center;">1,232</td> <td style="text-align: center;">1,188</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60分以上90分未満</td> <td style="text-align: center;">1,125</td> <td style="text-align: center;">1,087</td> <td style="text-align: center;">1,406</td> <td style="text-align: center;">1,359</td> <td style="text-align: center;">1,688</td> <td style="text-align: center;">1,631</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">理学療法士</td> <td style="text-align: center;">20分以上40分未満</td> <td style="text-align: center;">293</td> <td style="text-align: center;">283</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40分以上60分未満</td> <td style="text-align: center;">586</td> <td style="text-align: center;">566</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60分以上80分未満</td> <td style="text-align: center;">792</td> <td style="text-align: center;">426</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>										8時～18時		18時～22時 6時～8時		22時～6時				介護	予防	介護	予防	介護	予防	看護師	20分未満	313	302	391	378	470	453	20分以上30分未満	470	450	588	563	705	675	30分以上60分未満	821	792	1,026	990	1,232	1,188	60分以上90分未満	1,125	1,087	1,406	1,359	1,688	1,631	理学療法士	20分以上40分未満	293	283	/		/		40分以上60分未満	586	566	/		/		60分以上80分未満	792	426	/		/	
			8時～18時		18時～22時 6時～8時		22時～6時																																																																				
			介護	予防	介護	予防	介護	予防																																																																			
	看護師	20分未満	313	302	391	378	470	453																																																																			
		20分以上30分未満	470	450	588	563	705	675																																																																			
		30分以上60分未満	821	792	1,026	990	1,232	1,188																																																																			
		60分以上90分未満	1,125	1,087	1,406	1,359	1,688	1,631																																																																			
	理学療法士	20分以上40分未満	293	283	/		/																																																																				
		40分以上60分未満	586	566	/		/																																																																				
		60分以上80分未満	792	426	/		/																																																																				
<p><b>【加算料金】</b></p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">特別地域訪問看護加算 I</td> <td style="width: 50%;">基本料の 15%</td> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>初回加算</td> <td>300 円</td> <td>※ 小国町は、特別地域訪問看護加算の対象地域に指定されているので、基本サービス料金に 15% が加算されます。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービス提供体制加算</td> <td>6 円/回</td> <td>※ 夜間早朝の基本単価については、緊急時訪問の同意を得たご利用者に限り、緊急時の 2 回目以降の訪問分を算定します。(緊急時 1 回目の訪問については、日中の基本単価で算定します。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>複数名訪問加算 I (30 分未満)</td> <td>254 円/回</td> <td>※ 理学療法士が行う介護予防訪問看護は利用開始月から 12 月を超えた場合、減算の対象になります。</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" (30 分以上)</td> <td>402 円/回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長時間訪問看護加算 (90 分超)</td> <td>300 円/回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時訪問看護加算</td> <td>574 円/月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>訪問看護特別管理加算 I</td> <td>500 円/月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>訪問看護特別管理加算 II</td> <td>250 円/月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>退院時共同指導加算</td> <td>600 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ターミナルケア加算</td> <td>2,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>								特別地域訪問看護加算 I	基本料の 15%			初回加算	300 円	※ 小国町は、特別地域訪問看護加算の対象地域に指定されているので、基本サービス料金に 15% が加算されます。		サービス提供体制加算	6 円/回	※ 夜間早朝の基本単価については、緊急時訪問の同意を得たご利用者に限り、緊急時の 2 回目以降の訪問分を算定します。(緊急時 1 回目の訪問については、日中の基本単価で算定します。)		複数名訪問加算 I (30 分未満)	254 円/回	※ 理学療法士が行う介護予防訪問看護は利用開始月から 12 月を超えた場合、減算の対象になります。		" (30 分以上)	402 円/回			長時間訪問看護加算 (90 分超)	300 円/回			緊急時訪問看護加算	574 円/月			訪問看護特別管理加算 I	500 円/月			訪問看護特別管理加算 II	250 円/月			退院時共同指導加算	600 円			ターミナルケア加算	2,000 円																										
特別地域訪問看護加算 I	基本料の 15%																																																																										
初回加算	300 円	※ 小国町は、特別地域訪問看護加算の対象地域に指定されているので、基本サービス料金に 15% が加算されます。																																																																									
サービス提供体制加算	6 円/回	※ 夜間早朝の基本単価については、緊急時訪問の同意を得たご利用者に限り、緊急時の 2 回目以降の訪問分を算定します。(緊急時 1 回目の訪問については、日中の基本単価で算定します。)																																																																									
複数名訪問加算 I (30 分未満)	254 円/回	※ 理学療法士が行う介護予防訪問看護は利用開始月から 12 月を超えた場合、減算の対象になります。																																																																									
" (30 分以上)	402 円/回																																																																										
長時間訪問看護加算 (90 分超)	300 円/回																																																																										
緊急時訪問看護加算	574 円/月																																																																										
訪問看護特別管理加算 I	500 円/月																																																																										
訪問看護特別管理加算 II	250 円/月																																																																										
退院時共同指導加算	600 円																																																																										
ターミナルケア加算	2,000 円																																																																										
条例による利用料	衛生材料代	一部実費																																																																									
	エンゼルケア料	5,500 円																																																																									
交通費	小国町内への訪問	無 料																																																																									
<p><b>緊急時連絡先：電話 61-1002 (おぐに訪問看護ステーション)</b></p>																																																																											

訪問種別	医療保険による訪問看護			
訪問看護を利用できる方	医療保険の被保険者の資格を有し、かつ、以下の条件に合う方のうち、その方の主治医が訪問看護を受ける必要性を認めた方 ① 介護保険が非該当の方 ② 介護保険が該当する方でも、厚生労働大臣が定めた疾病等のある方			
利用料金 (月額)	医療保険が「1割」負担の場合、以下の算定により月ごとに料金が発生します。 医療保険の負担割合が「2割」の方は以下の料金の2倍、「3割」の方は3倍の料金となります。 医療保険の他、公費負担による医療制度もお取り扱いいたします。 <b>【基本サービス料金】</b> 基本療養費 + 管理療養費 + 時間外加算 (単位：円/回)			
		基本療養費	管理療養費	時間外加算 18時～22時 6時～8時
	看護師	医療	医療	医療
	3回目まで /週	555	/	210
4回目以降 /週	655			
入院中の外泊 /日	850	/	420	
1回目 /月	744			
2回目以降 /月	300	/	/	
<b>【その他の療養費】</b> 訪問看護情報提供療養費 1 (町へ) 150 円/月 訪問看護情報提供療養費 3 (病院へ) 150 円/月 ターミナルケア療養費 1 2,500 円 <b>【その他の加算】</b> 24時間対応体制加算 640 円/月 複数名訪問加算 450 円/日 長時間訪問看護加算 (90分超) 520 円/週 特別管理加算 250 円/月 " (重症者) 500 円/月 退院時共同指導加算 800 円 特別管理指導加算 200 円 退院支援指導加算 600 円 " (長時間) 840 円 難病等複数回訪問加算 (2回) 450 円/日 " (3回以上) 800 円/日 ※ 夜間早朝の時間外加算、及び、24時間対応体制加算については、緊急時訪問の同意を得たご利用者に限り算定します。 ※ 特別管理加算、及び、特別管理指導加算については、ご利用者が厚生労働大臣の定める状態等にある場合に算定します。				
条例による利用料	衛生材料代 一部実費 エンゼルケア料 5,500 円			
交通費	小国町内への訪問 無料			
<b>緊急時連絡先：電話 61-1002 (おぐに訪問看護ステーション)</b>				

## 5 ご利用にあたってのお願い

訪問看護にあたり、介護保険証や医療受給者証等の確認をさせていただきます。これらについて内容の変更が生じた場合は、必ずお知らせください。

## 6 お支払い方法

当月のサービスご利用分に関する利用者負担金を、事業者が定める翌月の期日までにお支払いいただきます。原則、口座振替によるお支払いとなります。

## 7 緊急時・事故発生時の対応方法

サービスの提供に際し、ご利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じた時には、必要に応じて手当てを行うと共に、主治医に連絡し適切な処置を行います。

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 8 非常災害時の対策

地震・風雪水害などの自然災害発生、または警報などが発令された場合には、サービスの提供を中止する場合があります。その場合は事業所から連絡します。

## 9 感染症対策の強化

事業者は、感染症の予防及びまん延防止の為に指針を整備し、研修及び訓練を定期的実施します。

## 10 高齢者虐待防止に関する事項

事業者は、ご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待の防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、職員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

## 11 ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。（・叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す）

## 12 秘密の保持と個人情報の保護について

事業所は、訪問看護・介護予防訪問看護サービスを提供するうえで知り得たご利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

## 13 苦情の相談

担 当 窓 口 : 0 2 3 8 - 6 1 - 1 0 0 2  
担 当 者 : 看護師長 舟山 さゆ子  
相 談 時 間 : 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

## 14 実施地域

小国町内の全域を原則とします。

**15 訪問看護・予防訪問看護サービス事業所の沿革**

- ・平成10年4月1日 老人保健法に基づく事業所の指定を受ける。
- ・平成12年4月1日 介護保険法の居宅訪問看護サービス事業所の指定を受ける。
- ・平成18年4月1日 介護保険法の居宅介護予防訪問看護サービス事業所の指定を受ける。

**16 訪問看護・予防訪問看護事業所の職員**

所長	町立病院長	伊藤 宏
管理者	看護師長	舟山 さゆ子
職員	看護師	6名
	理学療法士	1名
	事務員	1名

**17 同意書**

令和 年 月 日

**【事業所】**

ご利用者へサービス提供開始にあたり、本文書に基づき、重要事項の説明を行いました。

所在地 山形県西置賜郡小国町大字あけぼの1丁目1番地

名称 おぐに訪問看護ステーション

説明者氏名 \_\_\_\_\_

**【ご利用者】**

私は、重要事項について、事業所より説明を受け確認、同意をしました。

ご利用者 住所 小国町大字 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_